

奥日光快適で持続可能な地域交通推進協議会 規約（案）

（設置目的）

第1条 奥日光地域における快適で持続可能な地域交通の推進に向け、目指すべき将来像及び必要な施策等について関係者が連携して協議及び実施するために、奥日光快適で持続可能な地域交通推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議する。

- （1）奥日光地域における地域交通の現状及び課題に関すること
- （2）奥日光地域における快適で持続可能な地域交通の将来像及び基本方針に関すること
- （3）奥日光地域における新たなモビリティ及び交通結節点に関すること
- （4）奥日光地域における快適で持続可能な地域交通の実現に向けた各種取組の実施に関すること
- （5）その他、本会の目的を達成するために必要と認められること

（構成）

第3条 協議会は、座長、委員及びオブザーバーをもって構成する。

- 2 座長は、委員の互選により定める。
- 3 委員及びオブザーバーは、別表に掲げる者とする。

（運営）

第4条 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

- 2 協議会は、座長が招集し、座長が議長となる。
- 3 座長が選任されるまでの間の会議は、事務局が招集する。
- 4 座長は、協議会の会務を統括する。
- 5 座長が職務を遂行できない場合は、予め座長が指名する委員がその職務を代理する。
- 6 座長は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求めることができる。
- 7 会議は原則公開とする。ただし、公開することにより協議の実施に支障が生じると認められる場合は、座長の判断により非公開で行うことができる。

（代理出席）

第5条 委員は、やむを得ない理由により会議に出席できない場合は、当該委員が属する機関又は団体の構成員のうちから代理の者を出席させることができる。

- 2 前項の代理の者は、委員とみなす。

（事務局）

第6条 協議会の事務局を栃木県県土整備部交通政策課に置くものとする。

（その他）

第7条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、協議会の議を経て定める事ができる。

附 則

この規約は、令和8年 8月4日から施行する。

別表

委員

所属	氏名・職名 等
早稲田大学 理工学術院 創造理工学部 社会環境工学科 教授	森本 章倫
宇都宮大学 農学部 環境システム科学科 教授	大澤 和敏
宇都宮大学 地域デザイン科学部 社会基盤デザイン学科 准教授	長田 哲平
奥日光地域づくり住民協議会 会長	星野 仁志
一般社団法人 日光市観光協会 日光支部長	植田 正和
日光商工会議所 専務理事	五味渕 一友
一般社団法人 栃木県バス協会 専務理事	小矢島 応行
一般社団法人 栃木県タクシー協会 専務理事	小菅 康夫
東武鉄道株式会社 経営企画本部 部長	内倉 昌治
東日本旅客鉄道株式会社 栃木事業本部 事業推進部 ユニット長	神保 成究
日光市 企画総務部 総合政策課	課長
日光市 観光経済部 観光課	課長
日光市 観光経済部 日光観光課	課長
日光市 観光経済部 環境森林課	課長
日光市 建設部 都市計画課	課長
栃木県 総合政策部 人口未来課	課長
栃木県 環境森林部 気候変動対策課	課長
栃木県 環境森林部 自然環境課	課長
栃木県 産業労働観光部 観光交流課	課長
栃木県 県土整備部 交通政策課	課長
栃木県 日光土木事務所	所長

オブザーバー

所属	氏名・職名 等
環境省 関東環境局 日光国立公園管理事務所	所長
林野庁 関東森林管理局 日光森林管理署	署長
国土交通省 関東運輸局 栃木運輸支局	支局長